

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊日本原駐屯地
第356会計隊日本原派遣隊長 磯部 和春

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
3QHU10000720	3RRX1AW0519 0001						
品名 または 件名							
日本原（5）演習場ナラ枯れ被害木処理							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
日本原駐業				日本原駐屯地			
搬 入 場 所				納 期 また は 工 期			
業務隊管理科生津事務官（492）				令和6年3月29日（金）			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊日本原駐屯地 第356会計隊日本原派遣隊 契約班窓口

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。
入札日時場所：令和6年2月6日（火）16時30分 会計隊入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 適用する契約条項

駐屯地用標準契約の下記の条項を適用する。

ア 基本契約条項
役務請負契約条項

イ 特約条項
(ア) 談合等の不正防止に関する特約条項
(イ) 暴力団排除に関する特約条項

(2) その他

別紙のとおり

1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 全省庁統一資格登録手続きを完了した者のうち、「役務の提供等」の登録格付「D」級以上に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者。
- (4) 付紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しないものであること。
- (5) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

2 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金は免除（但し、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。）
- (2) 契約保証金は免除（但し、契約者が契約の適切な履行をしない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。）

3 入札の無効

- (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札開始時刻に遅れたものによる入札
- (3) 入札に関する条項に違反した入札
- (4) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (5) 電報・電話・FAXによる入札
- (6) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

4 入札書の提出

郵便による入札については、令和6年2月6日（火）12時00分必着とする。その際、封筒には「入札件名」及び「入札執行日時」を明記して下さい。
また、事前に郵便による入札の申し出を会計隊契約班まで行うとともに、必ず便着の確認をして下さい。

5 落札決定方式

- (1) 総品目決定。
- (2) 落札決定については、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された当該金額の10%に相当する額を加算した金額を持って落札金額とするので、各入札者は消費税に係る

課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 契約書の作成

契約書の作成については省略する。(ただし50万円を超える場合は請書を作成する。)

7 その他

(1) 契約の成立時期については契約書に双方が記名押印したときとする。

(2) 入札に参加する者は入札書に次の文面を記載するものとする。

「当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約します。」

「上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。」

(3) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状(様式任意)を提出すること。

(4) 1回の入札で落札決定できない場合には、直ちに再度入札を実施する。ただし、初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度の入札時期は別示する。

(5) 入札に参加を希望する場合は、下記本項第6号の「入札及び契約に関する問い合わせ先」に電話にて連絡すること。

(6) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先

〒708-1325

岡山県勝田郡奈義町滝本官有無番地 陸上自衛隊日本原駐屯地 第356会計隊日本原派遣隊 契約班 (担当:中田)

TEL0868-36-5151(内線346) FAX0868-36-2198(直通)

8 公告掲示場所及び期間

(1) 掲示場所:日本原駐屯地第356会計隊日本原派遣隊、

中部方面会計隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

(2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

ウ(1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

仕 様 書

仕様書番号	承認年月日	令和6年1月	日
調達要求番号	作成部隊	業務隊管理科營繕班	
工事件名	日本原(5)演習場ナラ枯れ被害木処理	作成年月日	令和6年1月

- 1 件 名 日本原(5)演習場ナラ枯れ被害木処理
- 2 実施場所 岡山県勝田郡奈義町境本 陸上自衛隊日本原演習場内
- 3 期 間 契約締結日 ~ 令和6年3月29日
- 4 概 要 ナラ枯れ被害木立木くん蒸処理及び被害木調査(200本)
- 5 一般事項

- (1) 本役務は本仕様書による他、岡山県が作成したナラ枯れ被害拡大防止総合対策事業標準仕様書(立木くん蒸処理)、関係法令等に基づき実施する。
- (2) 本仕様書・図面に記載無き事項については監督官と調整し、当然実施すべき事項は、請負業者の負担において実施すること。また、作業上軽微なもので当然必要と判断される事項についても同様とする。
- (3) 請負業者は契約後、役務実施日について監督官と調整して決定する。
- (4) 請負業者は現場代理人を指名し、関係法令及び諸規定に基づき工程や安全管理及び作業従事者へ技術上の指導監督を行うこと。
- (5) 本役務に使用する材料は仮設材を除いて全て新品とし、監督官の材料検査を受けて承認されたものを使用すること。
- (6) 役務実施中の安全確保には十分に留意して現場管理を行うと共に、火災等の災害及び事故に注意すること。また必要に応じて養生等の処置を行うこと。
- (7) 本役務の実施に伴う演習場及び各建物への立入り、その他制限事項は当駐屯地の諸規則に従うこととし、その都度監督官から指示する。
- (8) 隊員若しくは都外者等に損害を与えた場合、又は施設等を破損した場合で、その原因が本役務に関わると認められた場合、請負業者が補償及び賠償の責を負うものとする。
- (9) 本役務に関係する提出書類等は、監督官から指示された様式により作成及び提出すること。
- (10) 作業写真等は処理前、処理中、処理後及び使用薬剤、使用機械等、主要な作業工程の実施状況その他監督官の指示する箇所を被害木30本あたり一工程程度撮影し、工事用A4版写真帳等に整理し、作業完了後速やかに提出するものとする。
- (11) 本役務が完成した際、監督官に完了届を提出して検査官の検査を受けるものとする。
- (12) その他疑義が生じた場合は、監督官と調整のうえ実施する。

6 特記事項

- (1) 本役務における規格等は下表のとおり(同等品以上)とする。

施工場所	種 別	規 格 等
日本原演習場	処理薬剤	ヤマ産業株式会社製 カーバム剤 やまNCS
	注入用ホド	市販品のホド洗浄ホド 500ml入り 注入孔付
	穿孔ドリル	径10.5mmドリル

- (2) 上表以外の材料、機材等で本役務の実施に必要なものについては請負業者の負担で準備すること。
- (3) 処理薬剤の使用、保管等については、薬剤の使用上の注意及び関係法令等を遵守し、使用済みの容器は適正に処理すること。
- (4) 作業写真帳には一般事項に示す他、下記に示す状況を撮影して綴ること。
ア 使用機械、器材等 ウ 薬剤持出し状況(持出し日毎)
イ 使用前薬剤全数を並べたもの エ 使用前薬剤全数を並べたもの

7 立木くん蒸処理及び被害木調査

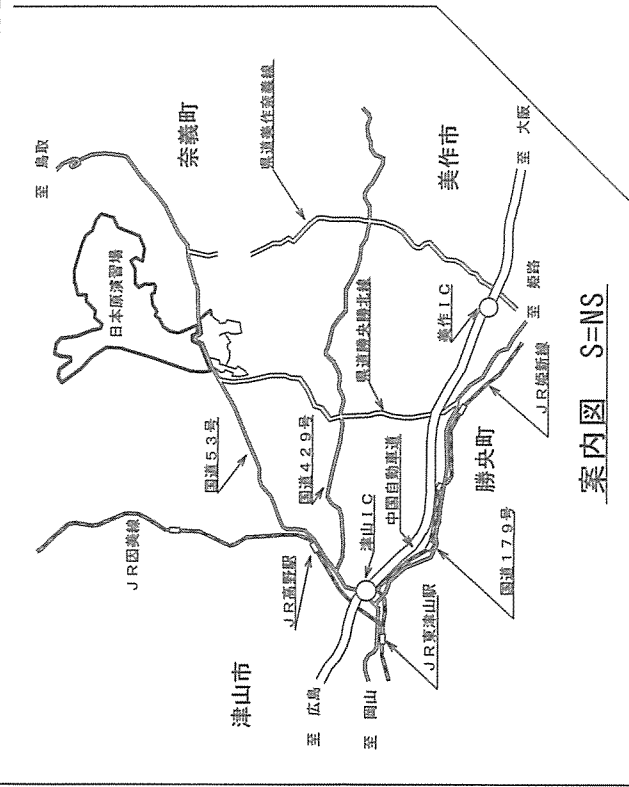
- (1) 処理範囲は演習場内(別図参照)とする。
- (2) 予定処理本数(推定被害木本数)は200本(使用薬剤量70L程度)とするも、被害木が予定処理本数よりも多いことが確認された場合、超過分については原則として被害木調査のみとする。また、処理本数が予定処理本数に届かなかった場合、原則として予定処理本数に達するまで処理範囲を拡大する等の処置を行う。細部は監督官と調整して決定する。
- (3) 処理対象被害木はか/ナガ/キ/ムシの穿孔を受けた立木(被害立木)とする。
- (4) 薬剤処理の部位は、地表に露出した根部及び地上0m~1.5mまでの幹部とする。
- (5) 薬剤処理の方法は、被害立木処理部位に径10.5mmのドリルで概ね45度下方へ深さ50mm穿孔し、薬剤原液を開口部まで注入する(4ml/孔程度)。孔の間隔は地上0m~0.5mまでを10cm千鳥間隔で、高さ0.5mを超え、1.5mまでを20cm千鳥間隔程度とする(別図参照)。
- (6) 処理が終了した被害木については、位置、樹種等を記載したナラ枯れ被害木処理野帳を作成し、提出すること(別紙参照)。なお、材積については幹材積での測定とする。また、被害木が予定処理本数より多いことが確認された場合は超過分の被害木調査については、ナラ枯れ被害木調査野帳を作成し、提出すること。
- (7) 処理及び調査において、作業日誌(別紙参照)に、日々の作業内容、作業員数、薬剤使用量等を記入すること。
- (8) 処理作業中は、マスク、手袋、長袖上衣、保護メガネ・保安帽等を着用して皮膚の露出部を極力少なくすること。
- (9) 皮膚に薬剤が付着したときや作業終了後は、石けんで露出部をよく洗うと共に、うがいや徹底すること。
- (10) 請負業者は作業写真帳、ナラ枯れ被害処理野帳、ナラ枯れ被害調査野帳及び作業日誌について、請負業者側においても役務完了後5年間は適切に保存すること。
- (12) その他不明な点については、その都度監督官と調整して実施する。

8 提出書類

- (1) 工程表(契約後速やかに)
- (2) 現場代理人指名(変更)通知書・現場代理人略歴書(契約後速やかに)
- (3) 着手届(契約後速やかに)
- (4) 完了届(完了後速やかに)
- (5) 作業写真(完了後速やかに)
- (6) 材料検査簿
- (7) 使用材料承認願
- (8) ナラ枯れ被害木処理野帳
- (9) 作業日誌
- (10) その他監督官が指示する書類

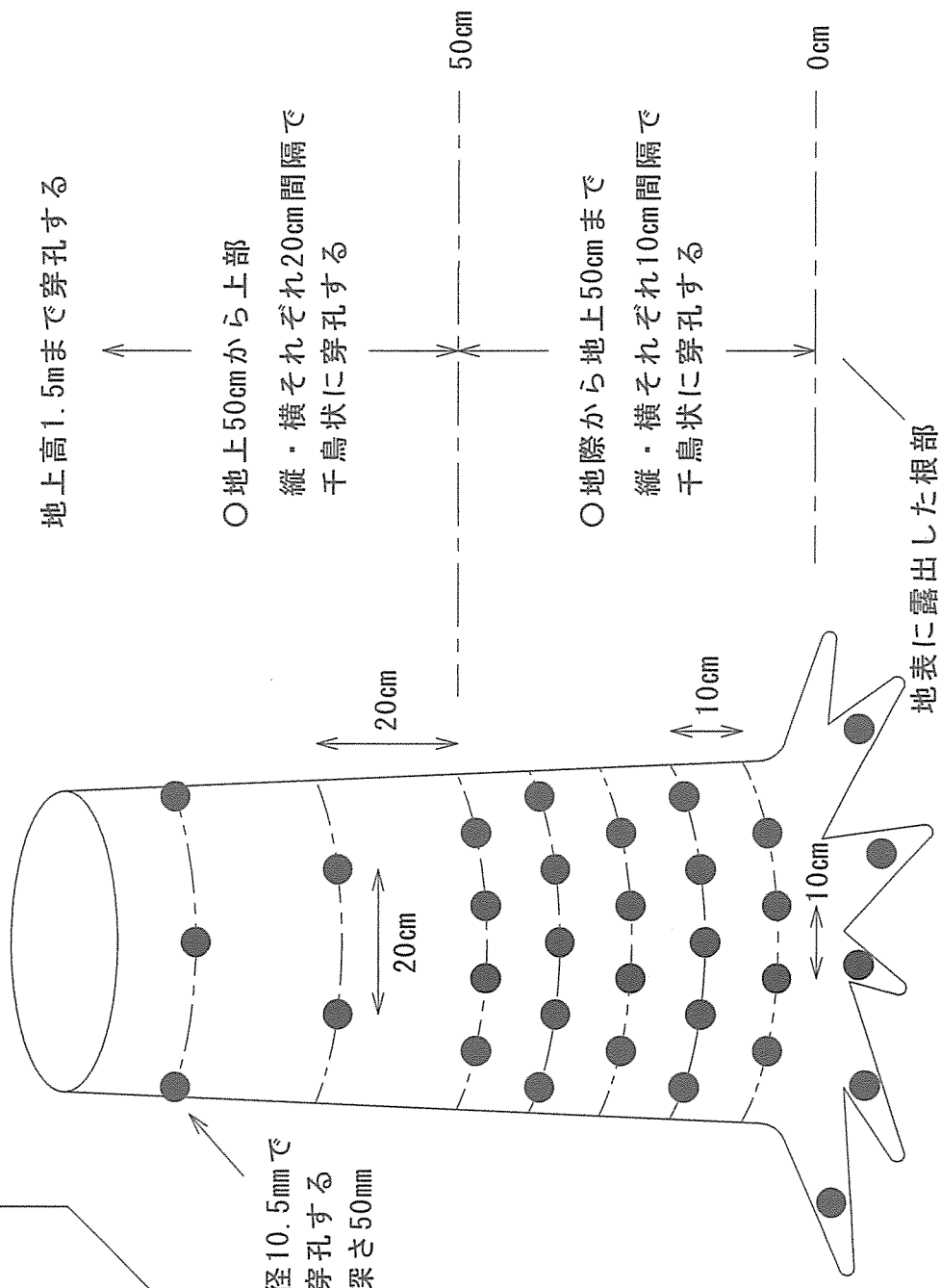
9 検査

作業完了後、検査官の実施する検査を受け、合格をもって完了とする。なお、手直し事項が生じた場合は、手直し完了後再検査を受け合格を持って完了とする。



径10.5mmで
穿孔する
深さ50mm

案内図 S=NS



地上高1.5mまで穿孔する

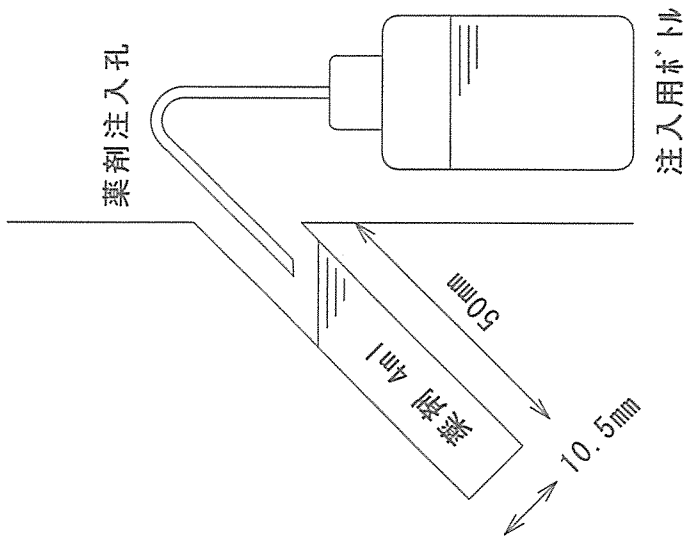
○地上50cmから上部

縦・横それぞれ20cm間隔で
千鳥状に穿孔する

○地際から地上50cmまで

縦・横それぞれ10cm間隔で
千鳥状に穿孔する

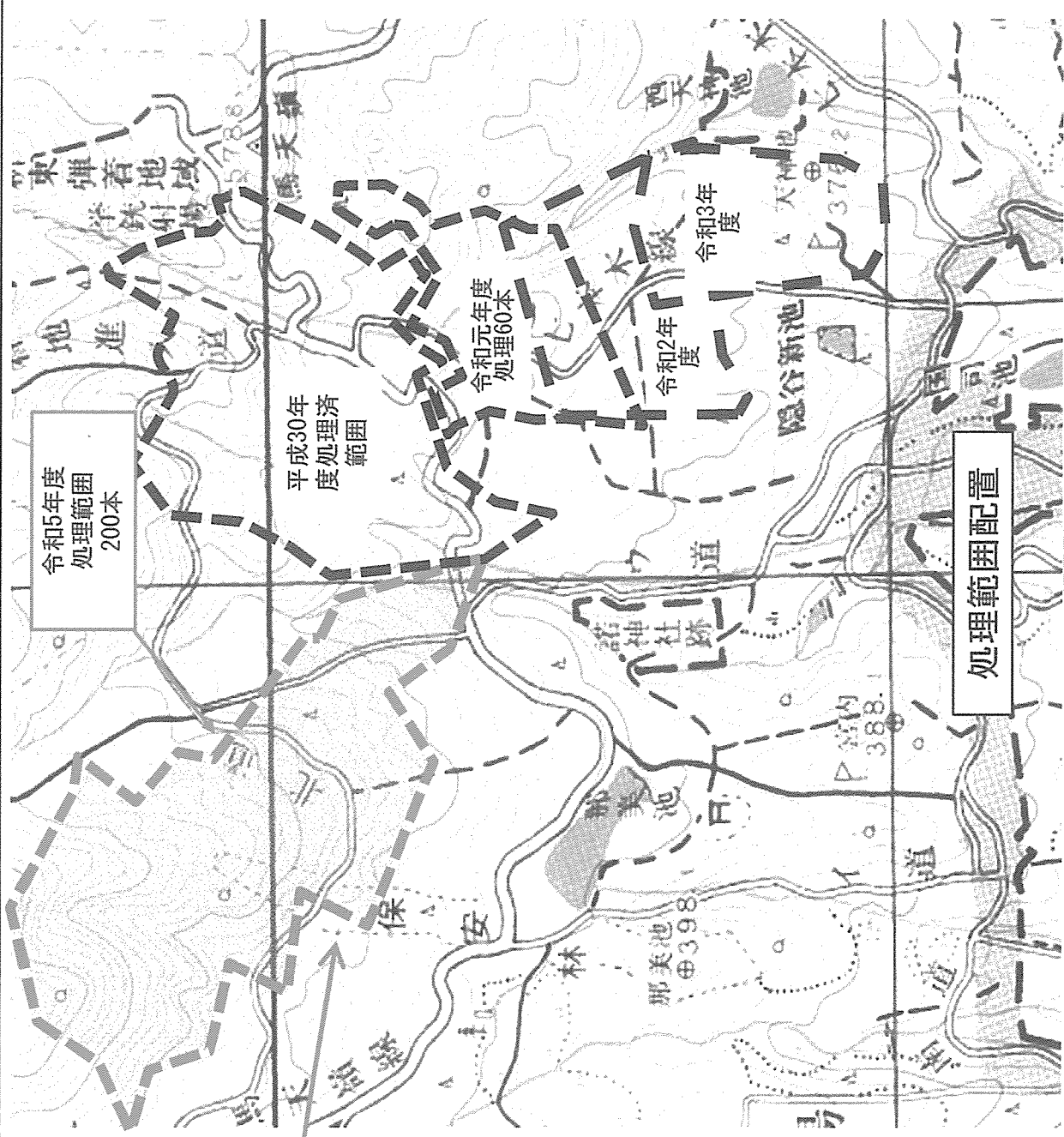
地表に露出した根部



作業概要図 S=NS



演習場配置図



処理範囲は上图中、
で囲まれた範囲とする。

処理範囲配置

ナラ枯れ被害木処理（調査）野帳

調査年月日 令和 年 月 日
 調査者氏名

立木くん蒸処理

番号	位置	樹種	胸高直径(cm)	材積(m³)	備考

作業日誌

令和 年 月 日	天候	気温 最高 最低	記入者	監督官
作業内容				
作業別人員数及び時間				
作業内容	作業人員数	名	作業時間	
立木くん蒸処理		名	～	
被害木調査		名	～	
その他		名	～	
使用材料	使用数量		備考	
		累計		
		累計		
		累計		
		累計		
		累計		
特記事項				

※野帳及び日誌は上記を基準として作成し、用紙サイズはA4とする。